

第13章 準備書記載事項の修正の概要

準備書についての経済産業大臣の勧告（令和4年10月28日）、環境大臣の意見、佐賀県知事の意見を踏まえ、準備書の記載内容の見直しを行い、その記載事項を修正した。

修正の概要は、表13-1のとおりである。

表13-1(1) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載箇所	修正内容	修正の理由
第2章 対象事業の目的及び内容	第2章	事業計画の見直しを実施し、工事工程及び改変区域を変更した。	経済産業大臣勧告、佐賀県知事意見を踏まえ、事業計画の見直しを行った。
第2章 対象事業の目的及び内容 2.1 対象事業の目的 2.1.1 対象事業の目的	2.1-1	「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定及び「唐津市再生可能エネルギー基本計画」の作成を踏まえ、追記した。	情報の更新により、追記した。
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	2.2-1	事業計画の見直しを踏まえ特定対象事業により設置される発電所の出力等を変更した。	事業計画の変更により、記載した。
2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 2. 主要な工事の方法及び規模	2.2-8	緑化において使用する種や工法について追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ追記した。
	2.2-8～11、14～19	改変区域図内に土捨て場の位置を明記したとともに、各土捨て場の断面図を追記した。また、盛土部分の表面排水例を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
5. 工事前資材等の運搬の方法及び規模	2.2-22	大型部品（風力発電機等）の輸送ルートを見直した。 また、大型部品（風力発電機等）の輸送ルート及び工事関係車両のルートについて、本文中に略さずに記載した。	環境審査顧問指摘事項及び事業計画の変更により、内容を見直した。 環境審査顧問指摘事項を踏まえ内容を見直した。
	2.2-23	ピーク時の大型車両の走行台数を削減した。	環境審査顧問指摘事項、佐賀県知事意見を踏まえ、事業計画の見直しを行った。
	2.2-23～24	大型部品の積み替え方針について具体的な記載とした。	環境審査顧問指摘事項及び事業計画の進捗を踏まえて、より詳細な内容を記載した。
8. 工事中の排水に関する事項	2.2-27	道路側溝の有無について明記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
		環境保全措置として、最近の気象状況に鑑み、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の監視計画を追加した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
		供用後の沈砂池に関する記載を追記したほか、生活排水に関する記載を変更した。	事業計画の進捗を踏まえて、より詳細な内容を記載した。
2.2.8 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項 2. 切土、盛土に関する事項	2.2-31	残土の処分に関する記載を更新した。	環境審査顧問指摘事項及び事業計画の進捗を踏まえて、より詳細な内容を記載した。
		表2.2-8 切土、盛土における計画土量に盛土量の内訳詳細を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。

表 13-1(2) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載箇所	修正内容	修正の理由
3. 工事に伴う産業廃棄物の種類及び量	2. 2-32	表 2. 2-9 工事に伴う産業廃棄物の種類及び量の注釈に評価書における産業廃棄物の発生量の算出に使用した資料内容を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
2. 2. 9 土石の捨場又は採取場に関する事項 1. 土捨場の場所及び量	2. 2-33	土捨て場の雨水排水対策に関する記載を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
2. 2. 10 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 1. 発電所の主要設備の概要	2. 2-33～35	風力発電機の定格出力、ハブ高さ及び最大高さを見直した。	内容を見直した。
3. 二酸化炭素排出削減量及び排出量	2. 2-42～43	二酸化炭素排出削減量及び排出量の項目を追加した。	環境審査顧問指摘事項及び事業目的への貢献をわかりやすくするため、項目を追加した。
第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3. 1-1～ 3. 2-74	最新の情報に更新した。	最新の情報に更新した。
3. 1 自然的状況	3. 1-12	長期的評価に限った記載ではなく、環境基準を達成している記載とした。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
3. 2 社会的状況	3. 2-20、21	風力発電機から環境保全上配慮すべき施設までの距離を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
第 8 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第 8 章	JIS や ISO の発行年度を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
8. 1 環境影響評価の項目の選定 8. 1. 1 環境影響評価の項目	8. 1-2～3	3 章の更新内容に合わせて、修正した。	情報の更新により修正した。
8. 2 調査、予測及び評価の手法の選定 8. 2. 1 調査、予測及び評価の手法	8. 2-16	9. 予測対象時期等において、夜間の予測・評価を実施しない理由について注釈に記載した。	佐賀県事務連絡を踏まえ、追記した。
	8. 2-19	2. 調査の基本的な手法(3) 風況及び 4. 調査地点において、風況観測塔を使用したことを記載とした。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
	8. 2-20	6. 予測の基本的な手法の「騒音のエネルギー伝搬予測方法」を「騒音の伝搬予測手法」に修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、修正した。
	8. 2-29	水質調査地点 10、11 は溜池であるにもかかわらず、準備書では河川と記載しており、調査地点 1、7、8 は河川にもかかわらず溜池と記載していたため、正しい記載に修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
	8. 2-70～73	調査対象となる主要な眺望点を追加した。	住民意見及び佐賀県事務連絡を踏まえ、地点を追加した。
	8. 2-74	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、追加調査を実施した。	佐賀県知事意見を踏まえ、追加調査を実施した。
第 10 章 環境影響評価の結果 10. 1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10. 1. 1-1～ 10. 1. 9-2	対象事業実施区域、改変区域、工事計画、風力発電機の配置・諸元の見直しに伴う再予測・評価を行った。	内容を見直した。

表 13-1(3) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載箇所	修正内容	修正の理由
10.1.1 大気環境 1. 大気質（窒素酸化物）	10.1.1-6	項目タイトル「(イ) 日射量及び放射収支量」は「(イ) 大気安定度」に修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、修正した。
	10.1.1-15、16、23	拡散計算のパラメータについて、 σz_0 、 α 、 γ の単位を明記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
2. 大気質（粉じん等）	10.1.1-40、46	環境保全措置にタイヤ洗浄を実施することについて追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
3. 騒音	10.1.1-105～108	表 10.1.1.3-19 および表 10.1.1.3-20 中に各調査地点における騒音の増分を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
	10.1.1-117	健康被害に関して、苦情が発生した際の対応を追記した。	内容を見直した。
10.1.2 水環境 1. 水の濁り	10.1.2-7	降雨量の観測地点位置に関する図面を追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
	10.1.2-13、27	環境保全措置として、最近の気象状況に鑑み、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の監視計画を追加した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
	10.1.2-15	沈砂池からの排水が河川等に到達すると判定された場合の予測・評価手法について記載した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
10.1.4 動物 1. 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	10.1.4-11	イタチ属の一種について再度種判別し、ニホンイタチとして掲載した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
	10.1.4-85～88	ポイントセンサスの生息密度の結果を ha あたりの数値に修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
	10.1.4-143	佐賀県レッドリストにはサンショウクイの説明のみ記載されているため、亜種のリュウキュウサンショウクイは削除した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
	10.1.4-208、226～343	準備書時と同様に評価書の事業計画においても水域の改変は実施しないため、開放水面の改変区域の面積は 0ha に修正した上で、重要な水生動物への影響予測の記述を見直した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
10.1.7 景観 1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	10.1.7-1～7	調査対象となる主要な眺望点を追加した。	住民意見及び佐賀県事務連絡を踏まえ、地点を追加した。
	10.1.7-6～7	数地点の主要な眺望点について写真の撮り直しを実施した。	内容を見直した。
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 1. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	10.1.8-1～9	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、追加調査を実施した。	佐賀県知事意見を踏まえ、追加調査を実施した。
10.2 環境の保全のための措置 10.2.2 環境保全措置の検討の経過及び結果	10.2-2～8	全項目を通して、記載の整合性がとれるよう修正した。	内容を見直した。
	10.2-2	環境保全措置にタイヤ洗浄を実施することについて追記した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
	10.2-4	環境保全措置として、最近の気象状況に鑑み、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の監視計画を追加した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。

表 13-1(4) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書記載箇所	修正内容	修正の理由
10.3 事後調査 10.3.1 事後調査	10.3-1	追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまで得られた調査結果及び専門家等からのご助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討する旨を追記した。	経済産業大臣勸告を踏まえ、追記した。
	10.3-1	騒音の事後調査について、当日の風況や季節、天候等による影響を受けることが考えられるため、風力発電機の影響が適切に把握できる時期に調査を実施する旨を記載した。	佐賀県事務連絡を踏まえ、追記した。
	10.3-2	風車の影について、事後調査を実施し、実際の影響の程度を把握のうえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することとした。	環境審査顧問指摘事項及び佐賀県知事意見を踏まえ、内容を見直した。
	10.3-3	バットストライク・バードストライクに関する調査においては、種同定が難しい場合は、DNA鑑定による手法についても検討することとした。	内容を見直した。
	10.3-3、4	バットストライク・バードストライクに関する調査においては、サンバの繁殖状況の確認も併せて実施する旨と、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体を確認した場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を実施する旨を追記した。	経済産業大臣勸告を踏まえ、内容を見直した。
	10.3-4	渡り鳥の調査について、稼働後秋季の調査後、専門家の意見を踏まえて春季調査の実施等を含めて検討することとした。	佐賀県知事意見を踏まえ、内容を見直した。
	10.3-4	キンラン等の植物の移植後の事後調査について、2年(計4回)とした。	佐賀県事務連絡を踏まえ、内容を見直した。
第15章 その他環境省令で定める事項 15.2 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 15.2.1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果	15.2-9	図 15.2-4 のタイトルについて、風況の地上高がわかるよう「風況の状況(地上高 30m)」に修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、追記した。
資料編	資-161～227	植生調査表が見やすくなるよう体裁を修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。
	資-231～246	群落組成表について主組成を精査して、シイ・カシ二次林⇒ツブラジイースダジイ群落となるように見直し、表の体裁も修正した。	環境審査顧問指摘事項を踏まえ、内容を見直した。